

広島県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定によつて、次の道路を自動車専用道路に指定する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十二年二月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	指定する区間	指定する日
一般国道三七五号 (東広島・呉自動車道)	東広島市西条町上三永字反一四八〇番一地从から 東広島市高屋町溝口一一一番一地从先まで	平成二十二年二月十二日
一般国道三七五号 (東広島高田道路)	東広島市高屋町溝口一〇六番一地从先から 東広島市高屋町郷一三三九番二地从先まで	